

論点整理の項目（素案）

〔 本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。 〕

1. 住宅の賠償

現在の東電の賠償基準による財物賠償では、特に築年数の経った住宅に居住していた場合、他所での新たな家屋購入や解体・建替えができない。また、管理不能によりひどく傷んだ場合の修繕費も賄えないおそれがある。

- (1) 中間指針第二次追補では、事故直前の財物価値を基準として、価値の減少分を賠償すべき損害としている。また、中間指針では、必要かつ合理的な範囲の追加的費用（廃棄費用、修理費用等。合理的な修理等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がないものは客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る。）も賠償すべき損害としている。
- (2) 帰還する避難者、又は移住（又は長期避難）を余儀なくされる避難者に対し、どのような賠償がなされるべきか。検討にあたっては以下の論点があるのではないか。

a. 移住（又は長期避難）を余儀なくされる場合

- ① 事故直前の財物価値をどのように算定すべきか。移住又は長期避難のために同等の住宅を取得することが可能か。（なお、財物賠償の東電への請求が始まっている中、現在の東電の算定方法を見直す場合には、追加分を明確に算定できるよう留意する必要がある。）
- ② 事故直前の財物価値を超える賠償が必要となる場合、この賠償の性質をどのようなものと考えべきか。財物損害とは別の損害と考えるべきか否か。財物損害とは別の損害とした場合、具体的な損害の内容は何でどのように算定すべきか。
- ③ 解体費用は、追加費用等として賠償の対象とすべきか否か。
- ④ 消費税や登記等の諸費用は賠償対象か。

b. 帰還する場合

- ① 事故直前の財物価値の算定方法は上記 a. と同じ。
- ② 現在の東電基準では、事故直前の財物価値の範囲内であれば、必要かつ合理的な修繕費用の実費は賠償されとしている。一方、大規模修繕や建て直しにより事故直前の財物価値を超える賠償が必要となる場合、この賠償の性質をどのようなものと考えべきか。財物賠償とは別の損害と考えるべきか否か。財物損害とは別の損害とした場合、具体的な損害の内容は何でどのように算定すべきか。
- ③ 建直しのために必要な解体費用は、追加費用等として賠償の対象とすべきか。
- ④ 消費税や登記等の諸費用は賠償対象か。

2. 避難指示の長期化に伴う今後の避難費用・精神的損害

帰還困難区域では、少なくとも事故後6年間は避難指示が継続する見込み。また、その他の区域でも、市町村によっては、少なくとも事故後6年間は解除が見込めない地域もある。避難者が今後の生活の見通しをつけられるよう、事故後6年後以降の賠償の内容を明らかにすることが求められている。

- (1) 避難者が元の自宅を離れて長期間生活するにあたっては、仮設住宅での生活を継続するのではなく、恒久的か一時的かを問わない広義の移住が必要と考えられている。
- (2) 中間指針第二次追補では避難区域の見直しに係る損害として事故後概ね6年間を見通した損害を示したが、このような状況の中、避難指示の長期化に伴う今後の避難費用や精神的損害についての考え方や損害額の算定方法を示すにあたっては、以下の論点があるのではないかと。

 - ① 広義の移住先として、購入した住宅、復興公営住宅、借家等が考えられるが、避難費用と購入費用・家賃等との関係をどう考えるか。事故時まで借家に住んでいた被害者と持ち家の被害者では扱いが異なるか否か。
 - ② 広義の移住者は、帰還を待つ者、恒久的移住者、意志決定を保留する者に分けられるが、①と併せ、それぞれの精神的損害の内容及び損害額をどのように考えるか。帰還を待つ者と恒久的移住者の区別をつけられるか。
 - ③ 被害者が今後の生活に見通しをつけられるようにするためには、見通しのつかない避難指示解除までの期間によらない賠償とする必要があるのではないかと。また、上記1.との関係はどうなるか。

3. 避難指示の解除に関する賠償の考え方

今後の避難指示の解除にあたり、避難指示解除後に賠償対象となる「相当期間」の明示、及び早期帰還者への追加的な損害賠償が求められている。

- ① 避難指示の解除後、賠償の対象となる「相当期間」をどう考えるか。
- ② 早期帰還に関する損害として、避難指示解除直後に生活環境が従前の状態に戻っていないことによる生活費等の増加や避難区域見直しにより随時立入り可能となった後の住宅等の管理等に係る追加的な費用等があるか。前者の場合、中間指針第二次追補において、旧緊急時避難準備区域の早期帰還者にも相当期間内の精神的損害等が賠償されるとしたこととの関係はどうなるか。

以上